

学びのネットワーク 市民講師によるサロン塾  
「人材バンク推進委員の会と」市民大学との共同企画

第3回

医療の仕組み

講師：小林桂子氏(市民人材バンク登録者)

日時 9月26日(月) 13:30~15:30

会場 鶴瀬公民館 いきいき活動室

講師 小林桂子氏(市民人材バンク登録者)

受講生 20名

- 最初に診療報酬の支払いの仕組みについて説明がありました。

患者—健康保険組合・医療機関—審査支払機構の  
つながりについて

患者は医療機関に保険診療で診療報酬の一部を支  
う

健康保険組合は審査支払機関に診療報酬を支払う

審査支払機構は医療機関に報酬を支払う



講師 小林桂子氏

- 続いて診療報酬明細書の言葉と点数の解説が行われました。  
初診料・再診料・時間外加算・外来管理加算・特定疾患療養管理料  
薬剤情報提供料・診療情報提供料(I)(II)等について、細かく説明してくださ  
った。
- \* 病院で診療費を払っても診療報酬明細書はあまり見ていなかったの  
で、説明を聞いて初めて気が付いた項目もあり以後気をつけて見ることにしたい。
- 薬剤の投与について  
調剤された薬が余ってしまったときには、次回投与を受けるときに薬剤師にその旨  
を告げて、薬剤費を少なくすることも考える。  
おくすり手帳は、一人一冊にした方が良い。

- 同じ病気で何か所もの医療機関にかかることは、なるべく避けた方がよい。
- かかりつけの医療機関を決めておくことも大切なことと講師のお話。
- 10月から実施される1割負担から2割負担になることについては、国の健康保険事業が厳しい状況になっているので、将来を考えるとやむを得ない。  
10月から大きな病院（200床以上）に紹介状がなく受診すると最初に7,000円を徴収されることになる。



- 医療費の還付金詐欺について  
医療費の還付を受ける場合は、診療を受けた医療機関の証明書、領収書等の書類を市役所に申請し、還付を受けるときも市役所の窓口で受取ることになっている。  
\* A T Mで還付金を受け取ることは絶対にならない。
- 最後に「医療の仕組みをやって賢い患者になろう」の言葉をもう一度かみしめたい。  
身近な問題なので、興味深く受講することが出来ました。



以上

報告 三上 聡雄